

## 南部町おためし住宅実施要綱

平成 29 年 6 月 1 日  
改正 平成 29 年 8 月 1 日  
改正 平成 30 年 7 月 11 日  
改正 平成 31 年 3 月 25 日  
改正 令和 4 年 4 月 1 日  
訓令第 4 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、南部町（以下「町」という。）に移住やサテライトオフィス等の開設を検討している者に対して、一定期間、町内の環境・雰囲気や日常生活を実際に体験してもらうために貸し付ける住宅を整備し、移住の促進、地域間交流の推進、人口流入を促すことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おためし住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の住宅備品を備え、手軽に南部町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅
- (2) 法人等 法人、団体及び個人事業主であって、町内に事業所等を設置していない者  
(おためし住宅)

第 3 条 おためし住宅（以下「住宅」という。）は、次表のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積	用途
おためし住宅 (馬淵川)	南部町大字平字 虚空蔵 29 番 1	昭和 59 年	木造 2 階建て	99.36 m <sup>2</sup>	移住体験及びサテ ライトオフィス
おためし住宅 (名久井岳)	南部町大字平字 虚空蔵 29 番 1	昭和 59 年	木造 2 階建て	99.36 m <sup>2</sup>	移住体験

### (利用対象者)

第 4 条 住宅を利用しようとする全ての者（以下「利用者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 利用者の合計が 5 人以内であること。
- (2) 利用者が南部町外に住民登録を行っている者であること。
- (3) 利用者が転勤等による転入予定者又は旅行に伴う宿泊利用者でないこと。
- (4) 利用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77

号)第2条に規定する暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員若しくはこれらに準ずる者等(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。

- 2 前項第1号から第3号の規定に関わらず、特別な事情があると町長が認めた場合はこの限りではない。

(借用申請者及び借用申請)

第5条 住宅の借用申請を行う者(以下「申請者」という。)は、成人かつ利用者を代表する者、又は利用者が属する法人等とする。

- 2 申請者は、南部町おためし住宅借用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、申請書に記載されている必要な添付書類を、借用開始日の7日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(借用許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南部町おためし住宅借用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

- 2 町長は、前項の交付をする場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

- 3 町長は、第1項の審査により次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住宅の借用を許可しない。

- (1) 住宅の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 住宅を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他住宅の管理上支障があるとき。

(借用期間)

第7条 住宅の借用期間は1週間以上、1か月以内とする。

- 2 借用期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。
- 3 同一人物又は同一とみなす者の利用は1年度につき1回までとする。ただし、町と友好交流都市である横浜市栄区に住民登録している者の利用は、1年度につき2回までとする。

- 4 第1項から第3項の規定は、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(住宅借用料)

第8条 住宅の借用料は、無料とする。

- 2 前項の借用料は、住宅の借上料(光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金、ボイラー稼働に使用する石油代金に限る。)、インターネット使用料、日本放送協会放送受信料を含む。)とし、その他生活に必要な経費については、利用者の負担とする。

(預り金)

第9条 第6条の借用許可を受けた者（以下「借用者」という。）は、第13条第1項後段の規定に基づき借用者が行う原状回復の費用にあてるため、預り金として10,000円を前納しなければならない。

2 前項の規定による預り金は、退去後に行う原状回復の費用に充当した後に精算するものとする。このとき、剰余が生じた場合はその剰余金を借用者に返還するものとし、不足が生じた場合は借用者の負担とする。

（借用者の遵守事項）

第10条 借用者は、町及び借用者又は利用者が現地立会いの上、現状のまま借り受けるものとし、住宅の内見後、前条第1項の規定による預り金を納めた後に、町から住宅の鍵を受け取るものとする。この場合、借用者は、借用期間中、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した利用者以外の者が居住しないこと。
- (2) 留守や就寝中に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告するとともに、借用者が新たな鍵に交換すること。
- (3) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品を適切に取扱うこと。
- (4) 住宅周りの除草や除雪を適宜行い、適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備をすること。
- (5) ごみは、決められた方法に従い排出すること。
- (6) 住宅の借用期間が終了したときは直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (7) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第11条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
- (2) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (3) 物品の売買、寄付の要請、その他これに類する行為
- (4) 事業その他開業すること、又は興業を行うこと。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付け又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、その他これに類する行為
- (8) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

- (10) 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は出入りさせること。
- (11) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (12) 住宅内外において建物を害すること及び建物の改造又は改装をすること。
- (13) 住宅内外において動物等（鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。）を飼育すること。また、植物類の苗を植栽又は種などをまき育てること。
- (14) 住宅内でたばこを喫煙すること。
- (15) その他住宅の借用にふさわしくない行為  
(借用許可の取消し)

第12条 町長は、借業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上特に必要と認めるときは、当該決定の条件を変更し、若しくは借用を停止し、又は当該決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により借用の許可を受けたとき。
- (3) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第6条第2項の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 第6条第3項の要件に該当したとき。
- (6) 利用者が第11条第1項の各号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって借業者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。  
(明渡し)

第13条 借業者は、借用期間が終了する場合及び前条の規定に基づき借用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借業者は、通常の借用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

2 借業者は、借用期間が終了する場合に明渡しをするときには、明渡し日及びその時間について事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき、借業者が行う原状回復の内容及び方法については、借業者と協議し決定するものとする。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の清潔の保持、防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上必要があるときは、借業者の承諾が無くても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借業者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことはできない。

(損害賠償)

第15条 借業者は、住宅又は設備若しくは備品を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 借用者は、故意又は過失により住宅又は設備若しくは備品を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わない。

(その他の住宅の利用)

第17条 次の各号に掲げる事由により町長が必要と認めた場合は、この要綱の規定にかかわらず、住宅を借用させることができるものとする。

(1) 町が主催、後援する地域間交流や国際交流（日本語教室関係を含む。）を目的とした事業で、来町者が一定期間居住する場合

(2) 町が主催、後援する観光、イベントなどを目的とした事業で来町者が一定期間居住する場合

(3) 町が主催、後援又は連携協力して行う各種行事、視察及び調査等のために来町者が一定期間居住する場合

(4) 住宅の管理上必要な場合

(5) 第7条第3項ただし書に規定する横浜市栄区の住民登録者の場合

(6) その借用の目的が町の発展、活性化に寄与する場合

2 前項の規定により借用する際は、前項各号に関わる町担当課を申請者とする。この場合において、第5条第1項の規定による添付書類及び第9条第1項の規定による預り金の納入を省略することができる。

3 第1項の規定により借用する際は、第4条第2項に関わらず、町内に住民登録している者も借用することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南部町おためし住宅借用申請書

南部町長 様

申請者 現住所  
氏 名

南部町おためし住宅を借用したいので、次のとおり申請します。  
入居の条件等については、南部町おためし住宅実施要綱に従うことを承諾するとともに、利用者全員が同要綱第4条に規定する要件を満たしていることを宣誓いたします。

借用物件	<input type="checkbox"/> おためし住宅（名久井岳） <input type="checkbox"/> おためし住宅（馬淵川） … <input type="checkbox"/> サテライトオフィス体験を希望 （パソコン__台貸出しを希望）※最大3台			
借用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用者の氏名	年齢	性別	職業	申請者との続柄
申請者（ ）				本人
電話番号				
メールアドレス				
当町までの移動手段	<input type="checkbox"/> 自家用車又はレンタカー <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
預り金返納口座情報	1. 振込先（金融機関名） （支店名）			
	2. 預金口座種類      1. 普通      2. 当座			
	3. 口座番号			
	4. 口座名義人（フリガナ） （ ）			

※現住所地の住民票謄本(抄本)を添付してください。

（申請日前3か月以内に発行されたもの、利用される方全員分）

※利用者に外国人が含まれる場合は在留カードの写しも添付してください。

※利用期間中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

※預り金返納口座情報に記載した口座情報が確認できる書類（通帳等）の写しを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南部町おためし住宅借用許可書

申請者 住所  
氏名 殿

南部町長 印

年 月 日付けで申請のあった南部町おためし住宅の借用について、  
次のとおり許可します。

1. 物件、借用期間、利用者氏名

借用物件	<input type="checkbox"/> おためし住宅（名久井岳） <input type="checkbox"/> おためし住宅（馬淵川）			
借用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用者の氏名	年齢	性別	職業	申請者との続柄
申請者（ ）				本人

2. 預り金 円（要前納）

3. 遵守事項 南部町おためし住宅実施要綱

4. その他 おためし住宅の節度あるご利用にご協力をお願いいたします。